

マレーシア養殖漁業会計の研究

松下 真也

(京都産業大学 准教授)

佐々木 隆志

(一橋大学大学院 教授)

2006年から2015年にわたってマレーシアの養殖漁業会計を規制してきたFRS第204号『養殖漁業の会計』は、2016年に修正IAS第41号『農業』の逐語版である修正MFRS第141号『農業』に置き換えられた。修正MFRS第141号の適用開始により、マレーシア養殖漁業会計における養殖魚の評価基準は、取得原価から公正価値へと変更された。また、養殖魚に関する損益計算は、プロジェクトの最終段階で認識される販売収益とそれに対応する原価を構成要素とするものから公正価値変動を構成要素とするものへと変更された。本論文は、これらの変更を会計思考の観点から分析し、修正MFRS第141号の適用開始により、会計思考は、配分による業績測定を志向するものから評価による業績測定を志向するものへと変化したことを明らかにした。この会計思考の変化は、将来収益もしくは将来の利益の減少リスクに関する情報を提供するという恩恵を投資家にもたらす可能性がある一方で、不確定の利益情報というノイズをも投資家に提供してしまう可能性があることを指摘する。

Changing from Allocation-Oriented Income Measurement to Valuation-Oriented Income Measurement: IFRS Adoption in Malaysian Aquaculture Accounting

Shinya MATSUSHITA

(Associate Professor, Kyoto Sangyo University)

Takashi SASAKI

(Professor, Hitotsubashi University)

In 2016, amended MFRS 141 *Agriculture* which is a word-for-word reproduction of amended IAS 41 *Agriculture* superseded FRS 204 *Accounting for Aquaculture* which had regulated Malaysian Aquaculture Accounting from 2006 to 2015. This paper revealed that the application of amended MFRS 141 brought changes in stock (farmed fish) valuation and income. To elaborate, the valuation of farmed fish has changed from accumulated cost to fair value, as well as elements of income relating to farmed fish have changed from harvest/sales revenue and matching cost to changes in fair value of farmed fish. Analyzing these changes, this paper concluded that the Malaysian aquaculture accounting thoughts have changed from allocation-oriented income measurement to valuation-oriented income measurement because of IFRS adoption. In addition, this paper pointed out that valuation-oriented income measurement may provide information about the risk of a decrease in future revenue or profit, as well as noise of uncertain income information.

I 研究背景と目的

マレーシアの IFRS・IAS の受入状況は、次のようにまとめることができる⁽¹⁾。同国では、アジア通貨危機が発生した 1997 年、1997 財務報告法により、初の民間会計基準設定主体として MASB(Malaysian Accounting Standards Board) が設立された。そして、2003 年に、MASB はマレーシア独自の会計基準(MASB 基準)を設定した。しかし、同年、ルック・イースト政策を主導したマハティール首相が退任し、その後の 2004 年には IFRS・IAS との差異を解消することを目的に、MASB 基準は FRS(Financial Reporting Standards) に改称され、2005 年と 2007 年の 2 度にわたって大幅な改訂作業が行われた。そして、MASB は、2008 年に IFRS・IAS とのコンバージェンス計画を公表し、2012 年に IFRS・IAS との同等化を達成したと公表し、FRS は MFRS(Malaysian Financial Reporting Standards) に改称された。このように、マレーシアでは、マハティール首相退任後、マレーシア会計基準の IFRS・IAS への同等化が進められ、外見上は、その同等化が 2012 年までに達成されたかのように見えた。

しかし、MASB は、IAS 第 41 号『農業』の同等基準である MFRS 第 141 号『農業』について、度重なる適用延期を発表し、IASB 基準への同等化は実質的には 2016 年まで停滞していた⁽²⁾。つまり、MASB は、2011 年に IAS 第 41 号の同等基準である MFRS 第 141 号を公表したものの、IAS 第 41 号の修正を要望する文書(AOSSG[2011])を IASB に送付した。この文書の主張は、果実生成型生物資産⁽³⁾は有形固定資産に類似する生産手段であるため、当該資産に対しては IAS 第 16 号『有形固定資産』に基づく会計処理を行うべきであるというものであった(AOSSG[2011],p.3)。そして、MASB は、2012 年および 2013 年に MFRS 第 141 号の適用凍結を発表した(MASB[2012]; MASB[2013])。IASB は AOSSG [2011] の主張を反映させ、果実生成型生物資産に有形固定資産と同様の会計処理を求める修正 IAS 第 41 号を 2014 年に公表した。同年、MASB は、修正 IAS 第 41 号の同等基準である修正 MFRS 第 141 号を公表し、2016 年より適用を開始した。これにより、IFRS・IAS と MFRS との間の差異は大幅に解消した。

ところで、修正 IAS 第 41 号および修正 MFRS 第 141 号の適用を受ける活動の範囲は、①家畜の飼育、②林業、③一年生植物又は多年生植物の収穫、④果樹の栽培及びプランテーション、⑤草花栽培、および⑥魚介類の養殖(fish farming)を含む養殖漁業(aquaculture)に及ぶ(IAS 第 41 号及び修正 MFRS 第 141 号, para.6)。つまり、修正 IAS 第 41 号および修正 MFRS 第 141 号は、農業だけでなく、養殖漁業にも適用される。

国際協力機構によると、マレーシア政府は養殖業を国の食糧安全保障に重要な役割を果たす産業と位置付け、1990 年以降の経済政策において重点的に取り組んできたとされ(国際協力機構 [2013],p.1)、また、農林水産省によると、マレーシアでは、GDP に占める農業の割合は長期凋落傾向にある一方で、近年では、海洋漁業を中心とした養殖業の伸びが著しいとされる(農林水産省 [2011],p.89)。このような安全保障政策や経済政策を背景に、マレーシアの養殖漁業のプレゼンスは高まりつつあったが、その産業の会計基準について、上述の IFRS・IAS との差異解消を目的とした MASB 基準から FRS への改訂後の 2006 年に、MASB は FRS 第 204 号『養殖漁業の会計(Accounting for Aquaculture)』を公表している。ただし、この会計基準を詳細に分析した先行研究は存在していない。同基準は、それが公表された 2006 年から 2015 年の間マレーシアの養殖漁業の会計を規制してきたが、2016 年の修正 MFRS 第 141 号に置き換えられている。2016 年の修正 MFRS 第 141 号の適用開始は、マレーシアの会計思考の変化に起因している可能性がある。修正 MFRS 第 141 号の適用開始による養殖漁業会計の変化がどのようなものかを明らかにし、この変化を通じてマレーシアの会計思考の変化を検討する視点を提供することが、本研究の目的である。

以下、次節においては、FRS 第 204 号と修正 MFRS 第 141 号の特徴を明らかにする。第Ⅲ節においては、FRS 第 204 号と修正 MFRS 第 141 号の基本思考を分析し、FRS 第 204 号から修正 MFRS 第 141 号にかけて、会計思考がどのように変化したかを検討する。第Ⅳ節では、本論文の総括と今後の課題を述べる。

II FRS 第 204 号と修正 MFRS 第 141 号の特徴

FRS 第 204 号と修正 MFRS 第 141 号は、養殖魚の評価、損益の認識および減損会計の適用において差異を有している。FRS 第 204 号によると、養殖魚は取得原価で評価され、プロジェクト基準によりプロジェクト全体の収益とそれに対応する原価に基づいて損益認識が行われる。そして、同基準によると、必要に応じて、減損会計が適用される。一方、修正 MFRS 第 141 号によると、養殖魚は公正価値で評価され、公正価値変動に基づく損益認識が行われる。このように公正価値変動に基づく損益計算を行うため、同基準によると減損会計を適用する必要がない。

表 1 FRS 第 204 号と修正 MFRS 第 141 号の差異

	FRS 第 204 号	修正 MFRS 第 141 号
養殖魚の評価：	取得原価	公正価値
損益の認識：	プロジェクト基準	公正価値変動
減損会計の適用：	有	—

FRS 第 204 号と修正 MFRS 第 141 号の差異をまとめたものが、表 1 である。以下では、会計思考の変化を検討する前段階として、それぞれの基準の規定に基づいて、これらの特徴を明らかにする。

FRS 第 204 号では、次の 2 つの理由から養殖魚は取得原価で評価される。第 1 に、経済的観点からは、養殖業の成功・失敗は、生産サイクルの成果である収穫および販売に依存しており、販売前に収益を認識することは不適切である (para.4)。第 2 に、養殖漁業においては、養殖魚が突然大量死するリスクがあり、そのような不確実性下においては、魚の物理的成長等に関連付けて資産評価と利益認識を行うことは現実的ではない (para.5)。これらの規定に示されるように、FRS 第 204 号では、販売収益に基づく損益計算を行うこと、つまり、生産サイクルの成果を計算する目的に適合すること、および、利益の不確実性を排除するという目的で、養殖魚は取得原価で評価される。

次に、FRS 第 204 号では、損益の認識を行う基準として、コスト・センター基準とプロジェクト基準が比較されている (para.12)。コスト・センター基準とは、育成単位、すなわち、池、囲い、もしくは、カゴ単位の収益と費用を対応させて損益を認識する基準であり、プロジェクト基準とは、生産サイクルにおける個々のプロジェクトまたはバッチ単位の収益と費用を対応させて損益を認識する基準である (para.12)。FRS 第 204 号では、コスト・センター基準とプロジェクト基準の利点と欠点が示されており、これらをまとめたものが次の表 2 である。

表2 コスト・センター基準とプロジェクト基準の利点と欠点

	コスト・センター基準	プロジェクト基準
利点	単位の集計を正確に行うことができ、損失の繰り延べが行われない (para.13)。	対応概念との親和性が高く、固定費を育成単位に配分する必要がないため管理目的の情報提供に適している (para.15)。
欠点	個々の生産サイクルの成否が全体として決定されていないため (para.14)、期間業績の報告を歪める (para.13)。	損失が資産として繰り延べられ続ける可能性がある (para.15)。

このように、コスト・センター基準にもプロジェクト基準にも、それぞれ利点と欠点がある。ただし、FRS 第 204 号では、養殖場の事業と経営の成果を公正に反映する傾向があるという理由から、プロジェクト基準が採用される (para.17)。それゆえ、FRS 第 204 号は、プロジェクト単位の損益計算を志向し、その結果、収益未認識のプロジェクトに係る原価は繰延べられる（取得原価で評価され続ける）ことになる。

FRS 第 204 号は、プロジェクト単位の損益計算を志向しているため、減損会計もプロジェクト単位で適用される。まず、FRS 第 204 号は、減損会計適用の根拠として次の 2 つの理由を挙げている。第 1 に、養殖漁業には、養殖魚の大量死滅または全滅という結果をもたらす固有のリスクと不確実性が存在するため、保守主義 (prudence concept) に基づいて、予見可能な損失を適時に認識する必要がある (para.6)。第 2 に、死滅率に関する詳細な記録および（または）育成密度の期間的サンプリングに基づく減損会計は、養殖魚の大量死滅または全滅という養殖漁業に固有のリスクと不確実性を適時に会計情報として認識する重要な手段となり得る (para.24)。

一般に、減損損失を測定するには取得原価（帳簿価額）と比較されるべき正味実現可能価額を定義する必要があるが、この問題について、FRS 第 204 号は、現在市場価格に現在平均重量を乗じたものと見積将来販売価額の 2 種類の金額を比較する (para.26)。そして、重量に基づく利益率や大量死の確率は成長フェーズによって異なること、および、販売可能なサイズに成長するまで市場価額が意味をもたない魚が存在することを理由に、FRS 第 204 号は、減損会計で用いるべき正味実現可能価額を見積将来販売価額と定義する (para.27)。つまり、減損損失は、特定のプロジェクト全体の発生原価が、当該プロジェクトの養殖魚の見積将来販売価額を超えた時点（プロジェクト全体の発生原価 > 当該プロジェクトの養殖魚の見積将来販売価額となった時点）で認識される。

このように、FRS 第 204 号に基づく損益計算は、次の 3 つの特徴を有している。第 1 に、プロジェクト完了時、すなわち養殖魚を収穫し販売した時点で販売収益を認識する。第 2 に、販売収益に対応する原価をプロジェクト完了時に費用として配分する、すなわち、販売収益が認識されるまで、プロジェクトで発生した原価は繰延べられる。第 3 に、特定のプロジェクトの発生原価が、当該プロジェクトの養殖魚の見積将来販売価額を超えた時点で減損損失が認識される。これらの特徴から、FRS 第 204 号は、プロジェクト完了時に養殖魚の販売収益とそれに対応する費用を構成要素とする損益計算を行うため、プロジェクト単位の業績評価を志向しているといえる。ただし、プロジェクトが完了するまで、一切の利益が認識されない。また、養殖魚の大量死滅があった場合でも、プロジェクト全体の見込収益が当該プロジェクトにおける発生原価を超過している限り（プロジェクト全体の発生原価 ≤ 当該プロジェクトの養殖魚の見積将来販売価額である限り）、損失（減損損失）も認識されることはない。

修正 MFRS 第 141 号は、生物学的変化の効果は生物資産の公正価値の変動に最もよく反映されるという考え方を基礎としている (para.14)。具体的には、取引ベースの取得原価モデルにおいては、例えば林業で

は植林 30 年後に最初の伐採および販売が行われるまで何の利益も計上されないのに対して、生物学的成長を認識し測定する公正価値モデルにおいては、そのような林業においても植林から伐採に至る期間を通じて収益が測定され報告されるため (para.B15)、会計期間の財務業績および財政状態を測定するには、会計期間末における評価額が重要な意味を持つという考え方を基礎としている (para.16(c))。このように、修正 MFRS 第 141 号では、消費型生産物の育成が当該生産物の販売から生じると予想される収益を直接的に増大させることから、育成中の生産物の公正価値評価は、企業が実現する見込みの将来キャッシュ・フローに関する情報を財務諸表利用者に提供すると考えられる (para.BC4B)。

このような理解に基づいて、修正 MFRS 第 141 号において、生物資産は、当初認識時および各報告期間の末日において、売却コスト控除後の公正価値で評価されなければならないと規定される (para.12)。そして、当該公正価値変動から生じる利得または損失は、発生した期間の純損益に含めなければならないと規定される (para.26)。これらの規定から、養殖魚のような消費型生物資産⁽⁴⁾ については、二時点間 (期首または当初認識日から期末の間) における公正価値の変動分が損益の構成要素となる。

修正 MFRS 第 141 号では、生物資産の大量死滅についても触れられている。当該基準では、農業活動は、気候、病害その他の自然リスクに晒されていることを認識した上で、収益または費用について重要性を有する項目を生じさせる事象が発生した場合には、当該項目の性質および金額は、IAS 第 1 号『財務諸表の表示』の同等基準である MFRS 第 101 号『財務諸表の表示』に従って開示されると規定されている (para.53)。そして、修正 MFRS 第 141 号では、利得および損失を異常な項目とそうでない項目に分解することは、実務上不可能であり、主観的手続きが必要になるという理由から、これらを分解することを要求も推奨もしていないと述べられる (para.B79)。それゆえ、MFRS 第 101 号の「収益または費用のいかなる項目も異常項目として表示してはならない」 (para.87) という規定が支持される。これらのことから、養殖魚の大量死滅等に起因する損失は、減損会計によって特別損失として認識されるのではなく、公正価値変動として正常な損益項目と共に純損益の構成要素となる。

ただし、修正 MFRS 第 141 号では、物理的变化に起因する損益と価格変動に起因する損益の区分開示は推奨される (para.51)。すなわち、このような区分開示は、当期業績と将来の見込みを評価するために有用であるとの主張がある一方で、これらの要素を信頼性をもって区分できないとの主張もある (para.BC75)。それゆえ、当該区分開示には、実行可能性に懸念があるため、強制はされない (para.BC76)。このように、修正 MFRS 第 141 号では、物理的变化に起因する損益と価格変動に起因するその区分開示を推奨する意識はあるが、いずれにせよ、これらの損益は、経営者の業績を示すものであるため、純損益の構成要素に含まれる (para.BC77)。

このように、修正 MFRS 第 141 号に基づく損益計算は、次の 2 つの特徴を有している。第 1 に、原則として、養殖魚のような消費型生物資産の公正価値変動を損益として認識する⁽⁵⁾。第 2 に、養殖魚の公正価値変動による損益は、物理的变化に起因する損益と価格変動に起因する損益に区分することが推奨される。これらの特徴から、修正 MFRS 第 141 号は、特定の会計期間における公正価値変動を構成要素とする損益計算を行うため、期間単位の業績評価を志向しているといえる。仮に、養殖魚の大量死滅があった場合、生物資産の公正価値の減少分として損失が発生期間の純損益の構成要素になるため、修正 MFRS 第 141 号に基づいて計算される損益は、このような損失をも含む概念である。

III 基本思考の分析

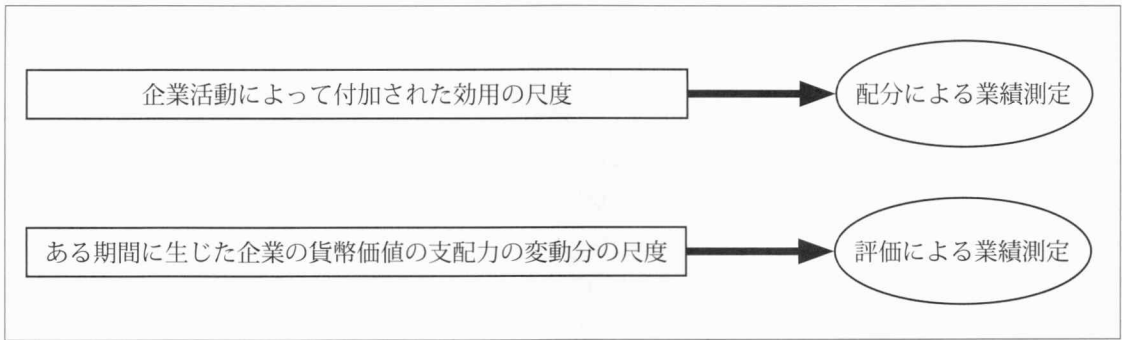
前節では、FRS 第 204 号では、プロジェクトごとの養殖魚の販売収益に対応する原価を費用として配分する損益計算が重視され、修正 MFRS 第 141 号では、会計期間中の生物資産の公正価値変動を損益として認識することが重視されることを明らかにした。これらの損益計算の原理は、それぞれ Paton and Littleton[1940] と Edwards and Bell[1961] に示されている。そこで、Paton and Littleton[1940] と Edwards and Bell[1961] に示される業績概念とその測定方法を分析の視点として、FRS 第 204 号および修正 MFRS 第 141 号の損益計算を分析する。

Paton and Littleton[1940,p.16] では、業績について「企業が取得した原料、労働、その他のサービスに効用を付加しようと生産者が考えている場合であっても、製品を原価以上の価格で販売されることで確認されるまでは、その企業が何らかの有効な経済的貢献をしたか否かを知る基礎は存在しない」と説明されている。そして、このような業績測定を行うために、Paton and Littleton[1940,p.15] では、「理想的には、すべて発生した原価は、最終的には明確な特定の販売された商品または提供されたサービス単位に関係付けられるべきである」と主張される。つまり、Paton and Littleton[1940] では、企業の業績とは、企業活動によって付加された効用の尺度であり、このような業績を測定するために、実現した成果の測定値に努力の測定値を配分する損益計算が提唱される。このような業績測定方法は、配分による業績測定と類型化できる（斎藤[2010],pp.76-77）。

Edwards and Bell[1961,p.122] では、経営損益 (business income) を損益計算のボトムラインとし、これについて「経営損益は、一期間における企業の貨幣価値の支配力の増分を測定する。」と説明される。このような貨幣価値の支配力の変動分としての業績を測定する根拠として、Edwards and Bell[1961,p.222] は、費用収益対応による損益計算において「保有活動がどの期間に成功し、どの期間に失敗したかを判定する方法は全くない」という批判を挙げる。そして、ある会計期間に生じた企業の貨幣価値の支配力の変動分の尺度としての業績を測定するために、Edwards and Bell[1961] では、資産の評価額（あるいは資産の評価額と負債の評価額との差額である純資産価値）の変動分を測定し、資産そのもの（ストック）の価値増分を測定する損益計算が提唱される。このような業績測定方法は、評価による業績測定と類型化できる（斎藤[2010],p.76）。

Paton and Littleton[1940] に示される業績概念と測定方法および Edwards and Bell[1961] のそれらは、次のようにまとめることができる。企業活動によって付加された効用の尺度を業績と捉える場合、このような業績は、企業活動の成果に対して、それに対応する努力を配分することで測定される。他方、ある期間に生じた企業の貨幣価値の支配力の変動分の尺度を業績と捉える場合、このような業績は、資産（あるいは資産と負債の差額である純資産）の評価から測定される。なお、評価による業績測定は、企業活動によって付加された効用の尺度にはなり得ない。なぜならば、企業の成果の測定値が販売収益によって確認されるまでは、その企業が効用を付加したかどうかを知る手段が存在しないからである。また、配分による業績測定は、ある期間に生じた企業の貨幣価値の支配力の変動分の尺度にはなり得ない。なぜならば、販売収益の認識を待って損益計算を行うと、どの期間にどれだけ損益が生じているかが明らかにならないからである。それゆえ、企業活動によって付加された効用の尺度は、配分による業績測定に依拠しなければならず、ある期間に生じた企業の貨幣価値の支配力の変動分の尺度は、評価による業績測定に依拠しなければならぬ。これらの関係を図示したものが、次の図 1 である。本論文は、これらの関係を用いて FRS 第 204 号と修正 MFRS 第 141 号を分析する。

図1 業績概念と測定方法



FRS 第 204 号では、プロジェクトの最終段階で認識される販売収益とそれに対応する原価が純損益の構成要素となる。この損益計算は実現した成果としての養殖魚の販売収益に努力としての原価を配分しているため、FRS 第 204 号は配分による業績測定を志向しているといえる。このようにして計算される損益は、企業活動（プロジェクト）によって付加された効用の尺度を測定したものであり、特定期間に生じた資産価値の変動を損益に含まない。その証拠に、仮に養殖魚の大量死滅が発生した場合でも、プロジェクト全体の見積収益が当該プロジェクトにおいて発生した原価を超過している限り、その事象（管理上の不備等）を反映した減損損失は繰延べられる。したがって、この業績測定は、特定期間に生じた資産価値の変動を損益に含まないという理由から、この情報に基づいて投資意思決定を行う場合、将来収益（あるいは利益）の減少を予測できない可能性がある。

他方、修正 MFRS 第 141 号では、特定期間における消費型生物資産の公正価値変動が純損益の構成要素となる。この損益計算は特定期間における生物資産の公正価値の変動分を把握するために資産評価を行なっているため、修正 MFRS 第 141 号は評価による業績測定を志向しているといえる。このようにして計算される損益は、生物資産の公正価値変動に反映される生物学的変化を測定したものであり、養殖漁業が生物資産の生物学的変化による公正価値（最終的には市場販売価額）の増大を目的としている限り、特定期間の企業活動の良否を判定する指標として適合性を有している。仮に養殖魚の大量死滅が発生した場合、その事象（管理上の不備等）を反映した公正価値の縮小分が純損益の構成要素となる。したがって、このような公正価値の縮小分を適時に損益に反映させるという理由から、この情報に基づいて投資意思決定を行う場合、将来利益の減少を予測できる可能性がある。

IV 本研究の総括と今後の課題

マレーシアにおける養殖漁業を規制する会計基準は、2006 年から 2015 年までは FRS 第 204 号であったが、2016 年以降は修正 MFRS 第 141 号に置き換えられた。これにより、養殖魚の評価基準は取得原価から公正価値へ、養殖魚に関する損益は収益費用の対応に基づいて認識するものから公正価値の変動に基づいて認識するものへと変更されたことを本論文は明らかにした。そして、これらの変更は、マレーシアの養殖漁業会計における会計思考が、配分による業績測定を志向するものから評価による業績測定を志向するものへと変化したことを示唆している。

一般に、配分による業績測定は、利益平準化および利益操作の機会を経営者に与え (Storey[1981],p.54), また、経済的便益やその犠牲といった資産・負債概念に合致しない資産・負債を認識するという問題を引き

起こすと批判される (Barth[2008],p.1166)。ただし、これらの批判は、配分による業績測定に問題があることを指摘するだけであって、評価による業績測定を採用する積極的理由を明らかにしているわけではない (Zimmerman and Bloom[2016],pp.103-104 ; 松下 [2016],p.7)。

本論文の分析によると、評価による業績測定は、養殖魚の大量死滅等を原因とする将来収益もしくは将来の利益の減少リスクに関する情報を投資家に提供する可能性がある。ただし、評価による業績測定が提供する情報は、育成中の養殖魚について、成長分の価値増分を利益として報告するものであるため、不確実な収益を投資家に提供する可能性もある。なぜならば、このような利益を報告した後に、養殖魚の大量死滅が生じた場合、過年度に報告した利益が消滅するからである。したがって、評価による業績測定によって提供される利益情報は、ノイズとなる可能性もある。この利益情報が投資家の意思決定を改善するか否かは現段階では明らかではない。実態調査を行い、修正 MFRS 第 141 号もしくは修正 IAS 第 41 号が提供する利益情報の有用性の有無を明らかにしていくことが、今後の課題である。

注

- (1) マレーシアの IFRS・IAS の受入状況については、MASB のホームページ (URL: <http://www.masb.org.my/pages.php?id=229>) および松下他 [2018,p.15] を参照されたい。本パラグラフにおけるマレーシアにおける IFRS・IAS の受入状況の説明は、これらの文献を参考に記述している。
- (2) IAS 第 41 号を巡る IASB と MASB の動向については、松下他 [2018],pp.17-18] を参照されたい。本パラグラフにおける IAS 第 41 号を巡る IASB と MASB の動向の説明は、この文献を参考に記述している。
- (3) AOSSG は、果実生成型生物資産を、「農産物の生産または他者への供給に利用するために栽培され、かつ、1 期以上の利用が見込まれる生物資産」と定義している (AOSSG[2011],p.3)。また、修正 IAS 第 41 号および修正 MFRS141 は、果実生成型生物資産を、(a) 農産物の生産または供給に利用され、(b) 複数の期間にわたり生産物を生成すると見込まれ、(c) 付随的廃棄による売却を除いて農産物として販売される可能性が低い、という 3 つの要件を全て満たす生物資産と定義している (para.5)。
- (4) AOSSG は、消費型生物資産を、「果実生成型生物資産以外の生物資産」と定義している (AOSSG[2011],p.3)。また、修正 IAS 第 41 号および修正 MFRS141 は、「農産物として収穫されるか、または生物資産として販売可能な生物資産をいう」と定義している (para.44)。
- (5) ただし、信頼性をもって公正価値の測定ができない場合は、生物資産は取得原価で評価される (para.30)。したがって、このような場合には、消費型生物資産の公正価値変動は、損益の構成要素とならない。

参考文献

- AOSSG. [2011], Annexure 'A' Issues Paper on IAS 41 Agriculture, Available at: http://www.aossg.org/docs/WG/Agriculture/Annexure_A_Issues_paper_on_IAS41_Nov_2011.pdf.
- Barth, M. E. [2008], "Global Financial Reporting: Implication for the U.S. Academics," *The Accounting Review*, Vol.83, No.5, pp.1159-1180.
- Edwards, E.O. and P.W. Bell [1961], *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press.
- 国際協力機構 [2013] 「事業事前評価表 (地球規模課題対応国際科学技術協力 (STREPS))」, Available at: https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_1500644_1_s.pdf.
- MASB. [2012], MASB extends transitional period for agriculture and real estate companies, Available at: http://www.masb.org.my/press_list.php?id=29.
- MASB. [2013], MASB extends transitional period for Transitioning Entities, Available at: http://www.masb.org.my/press_

list.php?id=26.

松下真也 [2016] 「会計アプローチの理論的検討(1)」『企業会計』第 68 巻第 11 号, 6-7 頁。

松下真也・佐々木隆志・万代勝信 [2018] 「マレーシアにおける会計・監査の 制度・基準の調査分析」『Disclosure & IR』第 6 号, 11-24 頁。

農林水産省 [2011] 「マレーシアの農業・農業政策」『主要国の農業情報調査報告書』, 89-146 頁, Available at: https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h23/pdf/asia03.pdf.

Paton, W. A. and A. C. Littleton [1940], *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association.

斎藤静樹 [2010] 『会計基準の研究』[増補版], 中央経済社。

Storey, R. K. [1981], "Conditions necessary for developing a conceptual framework," *Financial Analysts Journal*, Vol.37, No.3, pp.51-58.

Zimmerman, A.B. and R. Bloom [2016], "The matching principle revisited," *Accounting Historians Journal*, Vol.43, No.1, pp.79-120.

(付記) 本論文は、グローバル会計研究学会第 2 回研究大会の報告に加筆修正を加えたものである。坂内慧先生、島永和幸先生には、報告会場にて貴重なアドバイスを頂戴した。記して感謝申し上げたい。また、星野一郎先生には、懇親会会場にて非常にユニークなアイデアを頂戴した。星野先生は、本論文で分析した MFRS 第 141 号あるいは IAS 第 41 号の損益計算を行う場合、企業の管理上の不備等を原因とする公正価値の縮小分が損失として報告されることに着目され、このような損益計算は、持続可能な経済発展に対する重要な情報提供を行う可能性があるというアイデアを提唱された。例えば、野菜を生産する農業法人が、生産した野菜を販売しないまま廃棄した場合、FRS 第 204 号が志向する配分による業績測定においては、このような廃棄ロスが報告されない。なぜならば、廃棄された野菜の原価は、全体の販売収益に対応する原価に含まれるからである。他方、MFRS 第 141 号あるいは IAS 第 41 号が志向する評価による業績測定においては、作付け後、野菜の成長に歩調を合わせて公正価値の増分が利益として報告されるが、販売されずに廃棄された段階で公正価値が 0 になり、この公正価値の縮小分が廃棄ロスとして報告される。それゆえ、この廃棄ロスの大きさや頻度が企業活動の効率性を示す指標となり、持続可能な経済発展を目指す社会において有用な情報となる可能性がある。時価主義(公正価値)会計を長年研究されてきた星野先生ならではのアイデアといえよう。星野先生のご功績を偲び、衷心より哀悼の意を表したい。

(審査受付 2020 年 2 月 20 日)

(掲載決定 2020 年 4 月 13 日)